

**ベトナムフェスタ in 神奈川 2026及び
KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2026
企画運営等業務委託 企画提案募集要項**

参加意思表明書受付期間	令和8年2月17日（火）～2月25日（水）
質問票受付期間	令和8年2月17日（火）～2月25日（水）
※質問票への回答期限	令和8年3月2日（月）
企画提案書提出期限	令和8年3月9日（月）

令和8年2月 17 日
ベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会

令和8年2月17日

発注者 ベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会
会長 黒岩 祐治

1 委託業務の名称

ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 及び KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2026 企画運営等業務委託

2 募集の趣旨

ベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「ベトナムフェスタ in 神奈川 2026」及び「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2026」を企画・運営する者を公募します。

3 委託業務の内容

別添「ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 及び KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2026 企画運営等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 委託料

(1) 本委託業務の当初契約に係る上限額

47,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

（各イベントの参考価格）

ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 : 32,700,000 円

KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2026 : 15,000,000 円

(2) 支払い方法

精算払い

※ 委託契約時に提出された事業実施計画に基づき支払いを行うものとし、委託料は委託業務完了後に精算するものとします。

5 企画提案事業額の上限

過去の「ベトナムフェスタ in 神奈川」及び「KANAGAWA FESTIVAL in HANOI」における協賛金の割当額及び出展料等の収入（以下「事業収入」という。）の実績から発注者が算定した事業収入見込み額に、今回の委託料の当初契約額の上限額を合算した額を企画提案事業額の上限として設定します。

○ 企画提案事業額の上限 64,700,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、当該事業額の上限は、企画提案時の実施計画の概算事業額の上限として設定するもので、事業規模の目安であり、実際の事業額とは異なります。

6 参加資格

本企画提案の参加資格等は、次のとおりです。

(1) 資格要件

参加する団体等は次の条件を満たしている必要があります。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しない者であること。
- イ 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ウ 「ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 及び KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2026 企画運営等業務委託企画提案募集要項」に示す業務を履行する能力を有すること。
- エ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしていないこと。
- オ 最近1年間の法人事業税を完納している者（地方税法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- カ 最近1年間の消費税及び地方消費税を完納している者（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）であること。
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- ク 暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- ケ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含めないこと。
- コ 神奈川県暴力団排除条例第9条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。
- サ 神奈川県又は東京都に本店又は支店、営業所を有する法人であること、もしくは、神奈川県又は東京都に本店又は支店、営業所を有する法人が代表を務めるグループであること。
- シ ベトナムに事業所がある又はベトナムに事業所を有する法人を含むグループであり、ベトナムでイベントを実施できるライセンスの資格があること。また、ベトナムの関係当局へ、当該イベントの実施ライセンスの申請ができる資格がある又は申請手続きを進めるための経験があること。
- ス 上記の活動拠点においては、日本語及びベトナム語で業務上交渉可能なレベルの語学力を有したスタッフを配置することができるとともに、イベント実施時の必要な期間においては、開催都市において業務のサポート拠点として機能を持たせられる事務所等を用意できること。
- セ 日越・越日の翻訳について、必要性に応じて柔軟に対応できる体制を法人またはグループ内で有していること。

(2) その他

- ア 複数の法人等でグループを構成して応募する場合は代表する法人を定めること。
- イ 単独で応募する法人は、他で応募するグループの構成員にならないこと。
- ウ 法人は、応募する複数のグループにおいて、同時に構成員とならないこと。
- エ 複数の法人によるグループで応募した場合、(1)のアからコの資格要件をすべての構成員が満たすとともに、(1)サからセの資格要件については、要件を満たす構成員を確保すること。

7 参加手続

(1) 企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、次のホームページからダウンロードするか、実行委員会事務局（神奈川県文化スポーツ観光局国際課内）（以下「実行委員会事務局」という。）で受け取ってください。

【ホームページ】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k2w/vietnam/koubo2026.html>

(2) 参加意思表明書等の提出

参加を希望する者は、参加意思表明書及び団体の概要を提出してください。参加意思表明書及び団体の概要の提出がない者の参加は認められません。

ア 提出書類

参加意思表明書及び団体の概要、役員等氏名一覧表（第1号様式）

※ 複数の法人によるグループで応募する場合は代表する法人を定め、その者を契約締結者とし、「参加意思表明書」右上の住所・団体名・代表者氏名に記載してください。

また、「役員等氏名一覧表」は構成するすべての団体（個人を含む）ごとに記載、提出してください。

※ 電子メールで提出する場合、資料はすべて PDF 形式で提出してください。

イ 提出期間

令和8年2月17日（火）から令和8年2月25日（水）17時15分まで（必着）

ウ 提出方法

電子メール、郵送又は持参

(3) 質問の受付及び回答

当該事業について質問がある場合は、質問票を提出してください。

質問に対する回答は、全ての参加者に対して電子メールにより送信します。

ア 提出書類

質問票（第2号様式）

イ 受付期間

令和8年2月17日（火）から令和8年2月25日（水）17時15分まで（必着）

ウ 提出方法

電子メール、郵送又は持参

※ 上記に記載した以外の方法による質問は受け付けませんので、ご注意願います。

エ 回答期限

令和8年3月2日（月）

※ 質問票の受付日以降、質問への回答については随時実施し、上記期日を質問最終回答期限とします。

(4) 企画提案書の提出

企画提案書の提出者は、別紙1「ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 及び KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2026 企画運営等業務委託 企画提案書作成要領」及び各様式の留意事項を確認の上、企画提案書及び参考見積書を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（第3号～第6号様式）

(イ) 参考見積書（様式任意）

a 宛名及び発行（提出）日を必ず記載してください。

b 宛名は、「ベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会 会長 黒岩 祐治」としてください。

c その他、見積書作成における留意点は、別紙1「3 ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 及び

KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2026 共通」を御確認ください。

d 参考見積書余白に、本事業の責任者及び担当者の氏名・連絡先を記載した場合、代表者印の押印は不要です。

イ 提出部数

各 10 部

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 9 日（月）17 時 15 分まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送

※ 電子メールによる提出は受け付けません。

(5) 各書類の提出先

ア 持参する場合の受付窓口

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町 2 丁目 14 大同生命横浜ビル 11 階 ベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会事務局（神奈川県文化スポーツ観光局国際課内）

（受付時間は、9 時 00 分から 12 時及び 13 時から 17 時 15 分まで ※土日、祝日を除く）

イ 郵送する場合の送付先（受付期間内に必着のこと）

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町 2 丁目 14 大同生命横浜ビル 11 階

ベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会事務局

（神奈川県文化スポーツ観光局国際課内）下川、藤田 宛

※ 封書の表に赤字で「ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 等 企画提案関係書類」、裏に団体等の住所、名称を必ず記載してください。

※ 書留、特定記録によらない郵便の事故等については、一切考慮しません。

ウ 電子メールの場合の送信先（受付期間内に必着のこと）

kikaku-kokusai.ky8c@pref.kanagawa.lg.jp

※ 通信機器の障害による未着を防止するため、電子メールを送信した際は、実行委員会事務局まで電話にてその旨御連絡願います（電話番号(045)285-0761）。

※ 電子メールの件名を「ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 等企画運営等業務委託 ○○（提出する書類の名称）」としてください。

8 選定方法

(1) 審査方法

別紙 2 「ベトナムフェスタ in 神奈川 2026 及び KANAGAWA FESTIVAL in HANOI 2026 企画運営等業務委託 企画提案評価基準」に基づき、実行委員会事務局による書類審査及び審査会での審査委員による審査により、総合的に評価を行った上で最も優秀な提案を選定します。

(2) 審査会

提案者は審査会に出席の上、審査委員に対して提案内容の説明をしていただきます。

【審査会開催日】

令和 8 年 3 月 19 日（木）午後（予定）

※ 審査会の日程及び開催概要は、別途、参加意思表明書及び団体の概要に記載の電子メール宛

てにお知らせします。

(3) 参加が無効となる場合

企画提案書が次の項目に該当する場合は、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- エ 見積額が5に記載の「企画提案概算事業額」を超えるもの
- オ 「6 参加資格」を満たしていないもの
- カ 法令に抵触する部分があるもの

(4) 審査結果の通知

令和8年3月26日（木）までにお知らせします（予定）。

9 選定された提案者との業務委託契約手続きの流れ

次のとおり、業務委託の契約手続きを行います。

- (1) 選定された提案者（複数法人グループによる提案の場合には代表法人）と、随意契約により本業務委託の契約手続きを行います。
- (2) 選定された提案者は、発注者と事業内容・実施計画・スケジュール・収支予算等について協議を行い、協議が整った後、委託業務の契約締結となります。
- (3) 契約の際に提案内容の一部を変更することがあります。それに伴う仕様の変更等については必要に応じて発注者と協議の上、対応することとします。
- (4) 選定された提案者との協議が整わない場合には、提案次点者と同様の契約手続きを行います。

10 留意事項

- (1) 本企画提案への参加に係る経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないこととします。
- (3) 提出期限後の書類の差し替えや再提出は認めません。
- (4) 提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないこととします。
- (5) 選定後、審査結果については、神奈川県ホームページにおいて、採用者以外は特定されない方法で公表します。
- (6) 発注者が、企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。
- (7) 受注者は、受託事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存（契約終了日の属する神奈川県の会計年度から6会計年度の間）してください。

なお、実行委員会では、契約に係る実行委員会の予算執行の適正を期するために必要があると認められた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うこととしています。

このため、委託契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けることとします。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

- (8) 受注者は、業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別紙3「個人情報保護に関する特記事項」に掲げる事項を遵守しなければなりません。
- (9) 本業務の履行にかかわるすべての経費（提案者の企画・管理手数料含む）は、本業務の委託料及び事業収入をもって経費に充てることとし、その経費の想定内において事業内容や広報手段、会場運営等を企画していただきます。
- (10) 実際の事業の実施に当たっては、企画提案内容をベースに、発注者と受注者で協議を行い、駐日ベトナム大使館やベトナム政府、各会場管理者など、関係者との調整により実施できる内容を決定していきます。それに伴う仕様の変更については、必要に応じて発注者と協議の上、対応することとします。
- (11) 本業務は、令和7年度神奈川県各会計予算が神奈川県議会において議決されることを停止条件とする事業のため、予算の議決がなされないときは、事業として成立しません。併せて、令和8年度事業計画と予算案がベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会において承認されることも停止条件とする事業のため、承認がなされないときは、事業として成立しません。

11 問合せ先

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町2丁目14 大同生命横浜ビル11階

ベトナムフェスタ in 神奈川実行委員会事務局

(神奈川県文化スポーツ観光局国際課内)

担当 下川、藤田

電話 (045)285-0761 (直)

ファクシミリ (045)212-2753

電子メール kikaku-kokusai.ky8c@pref.kanagawa.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0215/vietnamfesta/>